

一般社団法人 日本介護支援専門員協会 滋賀県支部規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、滋賀県支部と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を、滋賀県草津市笠山7-8-138 滋賀県社会福祉協議会内に置く。

(目的)

第3条 本会は、介護支援専門員の資質及び社会的地位向上に努め、専門的知識、技能を研鑽し、介護保険制度が利用者主体の制度として確立されるよう、公平・中立なケアマネジメントに努め、日々の実践・研究を通して国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の知識及び技術の向上に関すること。
- (2) 介護保険制度及び介護支援専門員に係る調査研究に関すること。
- (3) 介護保険制度に対する提言に関すること。
- (4) 介護保険制度の普及啓発に関すること。
- (5) 介護支援専門員が必要とする情報の提供に関すること。
- (6) 関係団体との連携・調整に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員及び賛助会員

(会員)

第5条 本会は、介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第2項第2号に規定する介護支援専門員を会員とする。

(賛助会員)

第6条 本会の目的に賛同する個人又は団体を、理事会の承認を得て、賛助会員とすることができる。

(入会)

第7条 日本介護支援専門員協会の会員となったときから、本会の会員とみなす。

(会費)

第8条 会員・賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 日本介護支援専門員協会の会員資格を失った者は、本会の会員としての資格を失う。

2. 本会の名誉を著しく傷つけ、規約に反する重大な行為のあった会員・賛助会員は、理事会の決定により退会させることができる。
3. 賛助会員は、次の各号に掲げる場合に退会するものとする。
 - (1) 本人が、書面により退会を申し出たとき。
 - (2) 正当な理由がなく、会費を1年以上納入しなかったとき。

第3章 役 員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1人
 - (2) 副支部長 2人
 - (3) 理事 5人以上10人以内
 - (4) 監事 2人
2. 理事及び監事は、総会において、正会員の中から選任する。
 3. 支部長・副支部長は、理事会において理事の互選により選任する。
 4. 監事は、他の役員を兼任することはできない。

(職務)

第11条 支部長は、支部を代表し、その業務を統括する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、支部の業務を執行する。
4. 監事は、会計及び業務執行状況を監査する。

(任期)

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行わなければならない。
4. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるときは、総会の議決により、解任することができる。

第4章 会 議

(会議)

第13条 支部の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会（定時総会及び臨時総会）
- (2) 理事会

(付議事項)

第14条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
 - (2) 収支予算決定及び決算の承認
 - (3) その他本会の運営に関する重要な事項
2. 次の各号に掲げる事項は、理事会の議決を得なければならない。
 - (1) 総会の招集ならびにこれに付議する事項
 - (2) 総会の委任を受けた事項

(招集及び開催)

第15条 会議は、支部長が招集する。

2. 定時総会は、毎年1回開催する。
3. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 会員総数の5分の1以上の者から、会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
4. 理事会は、支部長が必要と認めたときに開催する。

(総会の要件)

第16条 総会は、規約に別の定めのある場合のほか、会員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 総会の議長は、その総会において、総会に出席した会員の中から選任する。
3. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、委任状をもって出席したものとみな

す。

(補助組織の設置等)

第17条 会長は、理事会の承認を得て、委員会、部会等の補助組織を設置することができる。

第5章 会 計

(会計)

第18条 支部の経費は、次に掲げる収入をもってまかなう。

- (1) 会費
- (2) 支部還元金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(予算及び決算)

第19条 支部の予算及び決算は、総会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第20条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更・その他

(規約の変更)

第21条 この会則を変更するときは、理事会の発議により、総会において議決しなければならない。

(雑則)

第22条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附則 1. この規約は、平成21年5月 日から施行する。